

社 援 施 第 8 号
平成 12 年 2 月 17 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長

厚生省社会・援護局企画課長

厚生省社会・援護局施設人材課長

厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長

厚生省児童家庭局企画課長

社会福祉法人会計基準への移行に関する留意点について

社会福祉法人の会計については、平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」（以下「会計基準」という。）をもって示されたところであるが、この会計基準への円滑な移行に当たっては以下の点に留意されたい。

1 移行時の減価償却資産評価額について

これまで、社会福祉法人の会計については、減価償却制度を採り入れていなかったが、会計基準移行を機に、減価償却を行い、資産価値の減少を計算書類に反映させることとなった。

減価償却資産の評価については、前会計年度末の貸借対照表におけるそれぞれの資産の価額から経過年数に応じた償却額（当該資産の取得価額から残存価額を控除した額を耐用年数で除した額に経過年数を乗じた額）を控除して算出するものとし、その経過年数が不明のものについては、推定して得た年数を用いることができるものとする。

なお、移行時の減価償却資産については、過年度分の減価償却累計額を控除して評価することとし、過年度分の減価償却累計額については、貸借対照表の脚注に記載し、当年度分の減価償却額と区分すること。

2 基本金及び国庫補助等特別積立金の取扱いについて

今回の会計基準により、貸借対照表の純資産の部に基本財産基金に代わって基本金及び国庫補助金等特別積立金を記載することとした。

このことは、必ずしもこれまでの基本財産基金の額を引き継ぐものではなく、新たに適用初年度において基本金及び国庫補助金等特別積立金を新設し、それぞれの額を計上する必要がある。

移行時における基本金の設定について

移行時における特例として、前会計年度末の貸借対照表における基本財産である建物の価額から、その取得に係る国庫補助金等の額及び前会計年度末における設備資金借入金残高を差し引いたものに、基本財産である土地の取得に係る寄附金を加えたものを会計基準第31条第1号及び2号に規定する基本金の合計額とする。

なお、国庫補助金等の額が確定できない場合には、前会計年度末の貸借対照表における基本財産である建物の価額に4分の1を乗じた額から前会計年度における設備資金借入金残高を差し引いたものに、基本財産である土地の取得に係る寄附金を加えたものを会計基準第31条第1号及び2号に規定する基本金の合計額とすることができる。

さらに、上記の基本金に加えて、昭和62年2月4日社庶第23号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」別添社会福祉法人審査要領第2(3)に規定する額を会計基準第31条第3号に規定する基本金とする。

この場合において、当時の年間事業費の12分の1の額が確定できない場合は、前会計年度における年間事業費の12分の1の額を会計基準第31条第3号に規定する基本金とすることができる。

移行時における国庫補助金等特別積立金の設定について

前会計年度末の貸借対照表における基本財産である建物の取得に係る国庫補助金等の額を耐用年数で除して得た額に残存年数（耐用年数 - 経過年数）を乗じて算出するものとする。

なお、国庫補助金等の額が確定できない場合にあっては、前会計年度末の貸借対照表における基本財産である建物の価額に4分の3を乗じて得た額を耐用年数で除して得た額に残存年数（耐用年数 - 経過年数）を乗じて算出するものとする。

3 会計基準適用初年度の事業活動収支計算書における前年度決算額との対比について

会計基準を適用することによって、新たに事業活動収支計算書を作成することとなるが、これについては、前会計年度収支計算書の決算額の科目の配列を事業活動収支計算書の科目配列に応じて変更して記載することが望ましい。なお、この方法による場合には、前年度の収支決算書を添付すること。

なお、移行時に限り、前会計年度決算の記載を省略する方法も考えられるが、その際には前期繰越活動収支差額の算出内訳を添付すること。

4 事業活動収支計算書における前期繰越活動収支差額の記載について

前期繰越活動収支差額については、前会計年度末の貸借対照表並びに上記1及び2によって計算された額を基礎として、会計基準による当該年度の期首の貸借対照表を作成する。

貸借対照表の資産の部及び負債の部の額を確定することにより、純資産の部の額が確定することとなるので、その純資産の部から、基本金、国庫補助金等特別積立金及びその他の積立金を差し引いた額を前期繰越活動収支差額とする。

5 資金収支計算書における前期末支払資金残高の記載方法

前会計年度末の貸借対照表における流動資産から流動負債を差し引いて得た額を、前期末支払資金残高として計上することとする。